

議案第73号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

東京都 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金1,319,210円を支払うものとする。

3 医療事故の概要

(1) 医療事故の発生日

平成25年6月3日

(2) 医療事故の発生の場所

鳥取県東部福祉保健事務所

(3) 医療事故の内容

鳥取県東部福祉保健事務所所属の職員が、和解の相手方に対して行った、風しん抗体価検査のための採血において、和解の相手方の左前腕部に予期せぬ神経損傷が生じ

たものである。